

春日井市民病院看護補助者に係る人材派遣業務プロポーザル実施要領

1 目的

春日井市民病院において、安定的に看護補助者を確保することにより、看護の質を向上させること及び看護職員の負担を軽減することを目的とし、プロポーザルにより、看護補助者を派遣する事業者を選定するための必要な手続等について定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

春日井市民病院看護補助者に係る人材派遣業務

(2) 業務内容

春日井市民病院看護補助者に係る人材派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。）

(4) 業務履行場所

春日井市鷹来町1丁目1番地1 春日井市民病院

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による選考とし、事業者から提出された提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

4 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 愛知県、岐阜県又は三重県内の病床数200床以上の病院に対する看護補助者10名以上の人材派遣業務の契約実績を5件以上有すること。
- (2) 県内に本店又は支店（営業所）を有する法人であること。

- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 契約締結日までの間に、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間がある。
 - イ 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けている。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている。
- ※ ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者で、再度、入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 春日井市入札参加者資格者名簿に登録されていること。

5 スケジュール

内 容	月 日
参加募集の公告	令和6年10月15日（火）～10月31日（木）
質問書の受付期間	令和6年10月15日（火）～10月31日（木）
質問に対する回答期日	令和6年11月8日（金）
参加申出書等の提出期限	令和6年11月14日（木）
提案書等の提出期限	令和6年11月28日（木）
審査結果の通知	令和6年12月下旬
契約締結	令和7年4月1日

6 参加申出書の提出

- (1) 提出書類

ア 参加申出書（様式 1）

イ 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（提出日時点で発行日から 3 か月以内のもの）

ウ 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書）

国及び参加申出者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類（直近 1 年度分）

（ア）国税（法人税、消費税及び地方消費税等）

（イ）都道府県民税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）

（ウ）市町村民税（法人市町村民税、軽自動車税等）

エ 会社業績（PL・BS）が分かる書類（直近 1 年度分）

オ 派遣実績を確認できる書類

（ア）派遣実績に係る誓約書

※ 4(1)の参加資格を満たすことについて、5 件以上の実績（病院名、派遣人員の職種、派遣人数、期間）を記載し、その内容に相違ないことを誓約し押印すること。

（イ）実績のうち 1 件についての契約書の写し

※ 病院名、派遣人員の職種、派遣人数、期間、署名押印以外の部分については、塗りつぶしても差し支えない。

カ 労働者派遣事業許可証の写し

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便や宅配便など受領確認ができる方法に限る。）

イ 提出先

〒486-8510

春日井市鷹来町 1 丁目 1 番地 1

春日井市民病院事務局管理課

(4) 提出期限

令和 6 年 11 月 14 日（木）午後 5 時まで（必着）

7 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式2）に必要事項を記入し提出すること。

(1) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

電子メールのみ（件名は【看護補助者派遣業務 質問書】とすること）

イ 提出先

春日井市民病院事務局管理課

E-mail byouin@hospital.kasugai.aichi.jp

(2) 提出期限

令和6年10月31日（木）午後5時まで（必着）

※ なお、提出期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 質問に対する回答

各質問書を取りまとめ、全社に同様の内容を電子メールにより令和6年11月8日（金）までに回答する。質問者の名称又は氏名は公表しない。なお、回答した内容は、本実施要領の内容に追加され、又は修正されたものとみなし、回答に対する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書（書式は任意）

次の項目順に作成し、正本、副本ともそれぞれファイルに綴じること。
提出書類は縦A4判、文字ポイントを12ポイントとすること。

(ア) 業務実施体制

安定して看護補助者を派遣するための体制について記載すること。

- ・ 責任者やスタッフの配置等について
- ・ 問題発生時の対応方法等について
- ・ その他、業務を実施するための体制について

(イ) 派遣提案

派遣内容（派遣人数、就業時間、業務内容等）について提案すること。
仕様書の内容を満たしていれば、追加の提案を行っても差し支えない。

(ウ) 支援体制

派遣された看護補助者が春日井市民病院での業務を継続するための支援体制等について記載すること。

(エ) 業務実績

これまでの派遣実績について記載すること。派遣人数、業務内容等などの特段PRしたいことを記載しても差し支えない。

(オ) 提案金額

提案内容について、2(3)の履行期間の総額、各年度ごとの金額、金額の内訳（積算根拠、看護補助者1名につき1時間あたりの金額等）を記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本8部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便や宅配便など受領確認ができる方法に限る。）

イ 提出先

〒486-8510

春日井市鷹来町1丁目1番地1

春日井市民病院事務局管理課

(4) 提出期限

令和6年11月28日（木）午後5時まで（必着）

9 市民病院からの質問

提出された提案書について、市民病院から質問を行う場合がある。質問に対する当該参加者からの回答は、電子メールによることとし、市民病院が指定する期日までに回答すること。

10 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査方法

市民病院が設置する「春日井市民病院看護補助者派遣業務プロポーザル審査委員会」において参加者から提出された提案書の内容を審査し、優先交渉権者

を決定する。

(2) 審査基準

別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 審査実施日

令和6年12月中旬（予定）

(4) 審査結果

令和6年12月下旬（予定）に、参加者全員に対し書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

11 失格等

(1) 失格

次のいずれかの事由に該当する場合は失格とし、プロポーザルへの参加又は優先交渉権者の決定を取り消すものとする。

ア 4に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

イ 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

エ 参加者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

オ 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加者としてふさわしくないとして市長が認めたとき。

キ その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

- (2) 優先交渉権者に決定した参加者が上記により失格となった場合において、契約の遅延等により春日井市民病院が損失を被ったときは、当該参加者に損害賠償請求を行う場合がある。

12 契約に関する事項

- (1) 審査の結果、優先交渉権者となった事業者と契約交渉を行うものとする。

- (2) 契約方法は随意契約とする。

- (3) 優先交渉権者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

- (4) 契約内容は仕様書及び提案書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

13 その他

- (1) 同一の参加者が複数の参加申出を行うことはできない。
- (2) 参加者は複数の提案をすることはできない。
- (3) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (6) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (7) 提出された提出書類等は返却しない。参加者の提案書は全て春日井市民病院に帰属する。
- (8) 個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (9) 提案書の提出が1社のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。
- (10) 参加者は、本プロポーザルに係る業務及びその付随する業務に関し、知り得た個人情報その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (11) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を令和6年11月28日（木）午前10時までに管理課へ提出すること。

14 問い合わせ先

〒486-8510

春日井市鷹来町1丁目1番地1

春日井市民病院事務局管理課

電話番号 0568-57-0046

E-mail byouin@hospital.kasugai.aichi.jp